

第41号議案

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和3年1月18日

滋賀県教育委員会

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

教員特殊業務手当のうち部活動指導業務に従事した場合に支給する手当については、本県で開催を予定している第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に向け、部活動が競技力の強化において果たしている役割の重要性に鑑み、特例を設けているところであるが、両大会の開催が令和7年度に延期されたことに伴い、特例の対象期間の延長を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額の特例の対象期間を令和8年3月31日まで延長する。(公布の日から施行)

【参考】

改正前	改正後
●部活動指導業務に従事した時間が引き続き3時間程度である場合 ⇒ 2,700円を支給 原則	同左
※ただし、H31.4.1～H37.3.31までの間においては、 ●大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずると人事委員会 が認めるものにおいて業務に従事した時間が引き続き4時間程度である場合 ⇒ 3,600円を支給 特例	※ただし、H31.4.1～R8.3.31までの間においては、 同左

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

教員特殊業務手当のうち部活動指導業務に従事した場合に支給する手当については、本県で開催を予定している第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会に向け、部活動が競技力の強化において果たしている役割の重要性に鑑み、特例を設けているところですが、両大会の開催が令和 7 年度に延期されたことに伴い、特例の対象期間の延長を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 48 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額の特例の対象期間を令和 8 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則第 2 項関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。</p>	<p>本則 省略</p> <p>付則</p> <p>1 省略</p> <p>2 平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間における第4条第2項の規定の適用については、同項第6号中「2,700円」とあるのは、「2,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、3,600円）」とする。</p>